

加盟店規約（タクシーチケット）

次回以降第13条に基づき加盟店に対して支払う支払金額から当該代金を差し引けるものとします。
第19条（解約）

- 加盟店または当社が、書面により3ヶ月以上の予告期間をもって、相手方と加盟することをよって、本契約は、解約できるとします。
- 前項の規定に関わらず、当社は、直前1年間、信用販売を行っていない加盟店について、予告することなく本契約を解約できるものとします。
- 第2条（契約の解除）

加盟店が、下記事項に該当する場合、当社は、加盟店に対し、無催告で、直ちに本契約を解除できるものとします。その場合、加盟店は、事由の如何を問はず、当社に対し返金を行います。
1. 加盟店の届出書類等に虚偽の申請があったと判明した時
2. 第5条に反して本契約上の地位を第三者に譲渡をした時
3. 第8条に反した売上があった時

- 第17条、第27条に定める当社からの調査に応じない時、及び再発防止体制に必要な措置を講じない時
- 第18条第1項に定める加盟店の不正行為が認められた場合
- 加盟店が他のクレジットカード会社と取り交わす場合も含めて信用販売制度を悪用していることが判明した時
- 加盟店が営業又は業態が公示簿上の取扱いと当社が判断した時
- 手形・小切手不手戻り、銀行取引停止、差し押さえ等の滞納処分及び破産、民事再生手続き等の申し立てをし、もしくは受けける加盟店の情報状態に重大な変化が生じた当社が認めた時
- 最新官庁より処分、行政指導、命令、営業の登録取消および営業の停止を受けた時
- 本契約以外の加盟店と当社間で締結する契約のいずれか一つも解除された時
- その他本契約に違反し、もしくは当社が加盟店として不適当と判断した時

第21条（契約終了後の処理）

1. 前2条により、本契約が終了した場合でも、契約終了日までに行われた信用販売等は有効とし、加盟店及び当社は、当該信用販売等を本規約に従い取扱うものとします。ただし、加盟店、当社間合意がある限りこの限りではないものとします。
2. 加盟店が第21条により本契約を解除した場合、当社は、使用済か当該売上債権の支払いを受けずまでは、加盟店に対する立替金の支払いを留保することができるものとします。また、当社が、使用者からの支払いを受けようとしていないと判断した場合には、立替金の支払いを拒絶するものとします。
3. 取返に支払済みの場合には、加盟店は、当該立替金を即返還するものとします。
4. 加盟店は、本契約が終了した場合には、直ちに加盟店の負担及び責任において、当社より交付された集計票等の販売関係書類等を速やかに当社に返還するものとします。

第22条（加盟店情報の収集及び利用等）
1. 加盟店及びその代表者または当社に加盟店契約の申込みをした個人（法人・団体及びその代表者（以下併せて「加盟店等」という）は、当社が利用

（1）に定める加盟店等の情報につき必要な保護措置を行ったうえで、以下のとおり取扱うことに同意します。
（1）本契約（本申込を含む。）以下同じ）を含む当社と加盟店等との間の加盟申込審査及び加盟後の管理等取引上の判断の為に、以下の加盟店等の情報（代表者の届出情報を含む。）以下「加盟店情報という）を収集、利用すること。

- 加盟店の電話番号、電話番号、電話番号、代表者の氏名、代表者の住所、代表者の生年月日、代表者の電話番号等加盟店等が加盟申込み時及び変更届出時提出した事項
- 加盟申込日・加盟承諾日、取扱商品、販売形態、業種等の加盟店等と当社の取引に関する事項
- 加盟店のチケットの取扱い状況
- 当社が収集した加盟店等のクレジットカード利用履歴
- 加盟店の集計票及び加盟店会社（以下「センター加盟会員会社」という）の集計票等の集計結果
- 当社が適正かつ適法な方法で収集した登記簿、住民票等の機関が発行する書類の記載事項
- 電話帳、住宅地図、官報等において公開されている情報
- 2）以下の目的のために、加盟店情報を利用すること。ただし、加盟店が本号に定める営業案内について中止を申し出た場合、当社は業務運営上支障がない範囲で、これを中止するものとします。（中略の申し出は当社お問い合わせ窓口へ連絡するものとします。）

- 当社本規約に基づいて本規約に準じて本規約に定める加盟店情報等
- 宣伝広告等の送信等当社または他の加盟店等の営業案内
- 当社のクレジットカード事業、その他当社の事業（当社定款記載の事業を含む。）における新商品、新機能、新サービス等の開発
- 本規約に基づいて行う業務を第三者に委託する場合に業務の遂行に必要な範囲で、加盟店情報を当該委託先に提供すること。
- 加盟店等は、当社、当社が日本国内、国外で現在及び将来において提供する会社、組織が運営するクレジットカード取引システムに参加するカード会社のうち、当社と共同して提供し及び会社、またはそのカード会社と共同して提供したカード会社（以下「提供会社」という）が加盟店申込み審査及び加盟店等の管理等引込の際のために、本条第1項(1)①②③の加盟店情報を共同利用することに同意します。なお、本項に共同利用に係る加盟店情報の管理に責任を負う者は当社となります。（提供会社は次のホームページアドレスにて確認いただけます。）
ホームページアドレス：http://ts3card.com/

第3条（加盟店情報交換制度について）
1. 加盟店等から収集した情報（登録及び利用について
加盟店情報交換センター加盟会社（以下「センター加盟会員会社」という）は、加盟店契約の申込を受けた際の加盟店営業並びに加盟店契約締結後の加盟店調査及び取引継続に係る審査等の目的ため、本条第2項（2）共同利用する情報の内容に定める各号の情報を収集、利用し、加盟店情報交換センター（以下「センター」という）へ登録し、センター加盟会員会社により共同利用します。
2. 加盟店情報の共同利用

(1) 共同利用の目的
製販売業以外の第20及び第35条の2に基づき、センター加盟会員会社における利用者等の保護に欠ける行為に関する情報を登録及び利用することにより、加盟会社の加盟店契約時又は途上の審査の精度向上を図り、悪化加盟店を排除し、クレジットカード健全な発展と消費者保護に資することを目的としています。

- 共同利用する情報の内容
①包括信用購入あっせん取引における、当該加盟店等に係る苦情処理のために必要な調査の事実及び事由
②個別信用購入あっせん取引における、当該加盟店等に係る苦情処理のために必要な調査の事実及び事由
③包括信用購入あっせん又は個別信用購入あっせんに係る業務に關し利用者等の利益の保護に欠ける行為をしたことを理由として包括信用購入あっせん又は個別信用購入あっせんに係る契約を解除した事実及び事由
④利用者等の保護に欠ける行為に該当し、当社・顧客に不当な損害を与える行為に関する客観的事実に関する情報
⑤顧客（契約済みのものに限らる）から当社及びセンター加盟会員会社に申し出た内容及び当該内容のうち、利用者等の保護に欠ける行為及び当該行為と関連する情報
⑥行政機関が公表した事実とその内容（特定商取引に関する法律等について違反し、公表された情報等）について、センターが収集した情報
⑦センターが輿情から提供を受けた創産情報その他公開された事実の内容
⑧上記の利用者等の保護に欠ける行為に関する情報
- 前記各号に係る包括信用購入あっせん関係販売業者又は個別信用購入あっせん関係販売業者等の氏名、住所、電話番号及び生年月日（法人の場合は、名称、住所、電話番号及び代表者の氏名及び生年月日）
- 加盟店情報を共同利用するセンター加盟会員会社（共同利用者の範囲）
包括信用購入あっせん業者、個別信用購入あっせん業者、立替引取次業者のうち、社団法人日本クレジット協会会員でありかつセンター加盟会員会社※センター加盟会員会社は、社団法人日本クレジット協会のホームページに掲載しています
ホームページアドレス：http://www.jcredit.or.jp/

- 費用責任等
*社団法人日本クレジット協会 加盟店情報交換センター
住 所：東京都中央区日本橋小網町14－1 住友生命日本橋小網町ビル6階
電話番号：03－5643－0011
- 第4条（加盟店情報の明示、訂正、削除）
1. 加盟店等は、当社及び加盟店情報交換センターに対して、当社及び加盟店情報交換センターが保有する加盟店情報を開示するよう請求することができ、開示請求が認められる限り開示を受けるものとします。
（1）当社への開示請求：当社お問い合わせ窓口へ
（2）加盟店情報交換センターへの開示請求：前条に記載の加盟店情報交換センター窓口へ
2. 万一登録内容が不正確または誤りであることが判明した場合には、当社は速やかに訂正または削除に応じるものとします。

第25条（加盟店情報の取扱いに関する不問事項）
1. 加盟店等が加盟店等の個人情報の記載を希望しない場合、または第22条ないし第24条に定める加盟店情報の取扱いについて承諾していない場合は、加盟店を断ることや解約の手続きをとることがあるものとします。
（1）加盟店を断ることや解約の手続きをとることはないとします。

第26条（契約不成立及び契約終了後の加盟店情報の利用）
1. 当社が加盟店を承諾しない場合であっても加盟申込をした事実を、承諾をしない理由の如何を問わず、第22条に定める目的（ただし、第22条第1項(2)に定める加盟店情報の共同利用を指す。）以外に共同利用することはありません。
2. 当社は、加盟店契約終了後も第22条に定める目的（ただし、第22条第1項(2)に定める加盟店情報の共同利用を指す。）以外に共同利用することを実施する調査に応じること、及び当社が信用販売の停止等の措置を講じるところを承諾するものとします。

第27条（チケットに関する情報等の密接保持）
1. 加盟店は、本規約に基づいて知り得た会員番号その他のチケット及び会員に付帯する情報並びに加盟店手数料等を含む当社の営業上の利用目的（以下「チケットが正当な目的」という）以外に、これを信用販売を行う目的以外に利用してならず、秘密の保持が終了次第速やかに加盟店の責任のもとに当該取引情報を破棄または消去するものとします。
2. 加盟店取引情報が第三者に漏洩すること、及び紛失することにより、社内規定の整備、従業員の教育を含む安全管理に関する必要な一切の措置をとるものとします。
3. 加盟店の責に帰する事由により、当社に会員番号その他のチケット及び会員に付帯する情報に関する漏洩事故、紛失事故等による損害が発生した場合には、当社は加盟店に対し損害賠償の請求を行うことができるものとします。
4. 第1項の利用者等の情報が漏洩したとき、紛失したとき、その他加盟店の責任が認められる場合、加盟店は、直ちに当社に連絡するものとし、当社が当該連絡に基づき実施する調査に応じること、及び当社が信用販売の停止等の措置を講じるところを承諾するものとします。

5. 加盟店は、取引情報が漏洩、紛失等した場合は、再発防止のために必要な措置を講ずるものとし、当社に当該再発防止策について通知するものとし、また、加盟店は、当該再発防止策に素早く対応し当社に報告すべきものとします。
6. 第1項ないし第5項の規定は、本契約終了後においても効力を有するものとします。
第28条（反社会的行為の取扱い）

1. 加盟店は、加盟店、役員・従業員、親会社及び子会社の関係会社（役員・従業員を含む）が、以下に該当しないことを保証するものとします。
①暴力団及びその構成関係者、準構成関係者
②全国関係企業及びその役員、従業員

- 企業から株主支配当以外の不当な利益を要求する団体及び個人（総会層等）
- 社会運動を構構し不当な利益、行為を要求する団体及びその構成関係者
- その他強力的な要求行為または法的責任を負入た不当な要求を行う団体及び個人

2. 加盟店が前項に定める範囲に違反している場合、またはおそれがある認められる場合は、当社は直ちに本契約を解除することができること、または信用販売行為の停止、立替金の支払いを留保する等本契約の力を全て放棄することができるものとします。

3. 加盟店は、第1項に反することにより当社に発生した損害について、全て賠償するものとします。

第29条（本規約に定めるない事項）
本規約に定めのない事項については、加盟店は、当社が別途定める規則に従うものとします。

第30条（準拠法）

本規約に關する準拠法は、すべて日本国法が適用されるものとします。

第31条（合意管轄裁判所）
加盟店と当社の間で締結した本契約が日本国法以外から生ずる場合、本規約から生ずる争いについては、本営業所を管轄する簡易裁判所及び地方裁判所を合意管轄裁判所とするものとします。

第32条（規約の変更）

本規約を変更した場合に、当社はその変更内容を加盟店に対して通知すること、または適宜の方法により公表（当社ホームページにおける変更内容の掲載等の合理的な方法による）ものとします。当該通知が加盟店に通知された後、または公表がなされた後に、加盟店が、会員に対してカードによる信用販売を行った場合には、加盟店は、新規版を承諾したものとみなし、以降の取引等については、新規版が適用されるものとします。

お問い合わせ先

トヨタファイナンス株式会社
加盟店デスク 03－5617－2622

第1条（目的）

本規約は、トヨタファイナンス株式会社（以下「当社」という）が発行するテーマ・エスケー・ビジュアル・タクシーチケット（以下「チケット」という）の取付方法、及び会員およびチケットを所持する者（以下「使用者」と総称する）がチケットを提示して提供を受けたサービスのチケット利用代金の決済に関して定めるものとし、また、加盟店は、当該サービスを提供するために加盟店の個別の了解なしに印刷物等に加盟店及び標章、所在地等を掲載することをあらかじめ承諾するものとします。

第2条（役割）
第3条に定める加盟店と当社とは、本規約に定めるタクシーチケット制度が円滑に運営されかつ十分に効果を発揮し得るように協力するものとします。

第3条（加盟店）

- 本規約を承諾したうえで、当社に加盟を申込み、当社が加盟を認め、法人、及び団体加盟を加盟店とします。
- 加盟店は、当社に対して事前に加盟申請書、代表者、所在地、電話番号及び売上金振込指定金融機関口座等当社所定事項を届け出るものとします。
- 加盟店は、チケットの取扱い、及び加盟店の業務内容等について当社より資料の請求があった場合、速やかにこの資料を提出するものとします。
- 加盟店は、チケットの適正な普及および売上増大に協力するものとします。
- 加盟店は、当社が使用者のチケット利用促進のために加盟店の個別の了解なしに印刷物等に加盟店及び標章、所在地等を掲載することをあらかじめ承諾するものとします。

第4条（届出事項の変更）

- 加盟店は、当社に対して届け出た商号、代表者、所在地、電話番号、売上金振込指定金融機関口座、その他の諸事項に変更（追加を含む）が生じた場合には、当社所定の方法をもって、遅滞なく当社に届け出るものとします。
- 加盟店は、前項の届出がないために通知、送付書類または振込金、その他が滞延しまたは到達しなかったとき、通常到達すべき加盟店に到達しないものがあるとみなすものとします。
- 第5条（信用販売の禁止等）

- 加盟店は、本規約に基づく契約上の地位を第三者に譲渡できないものとします。
- 加盟店は、本規約に基づく加盟店が当社に対して有する債権を第三者に譲渡、買入れ等できないものとします。
- 第6条（業務の委託）
1. 加盟店は、本規約に基づいて行う業務の全部または一部を第三者に委託できないものとします。
2. 前項にもかかわらず、当社が事前に承諾した場合には、加盟店は第三者が業務委託を行うことができるものとします。
3. 前項により当社が業務委託を承諾した場合においても、加盟店は本規約に定めるすべての義務および責任を負わないものとします。また、業務委託した第三者（以下「業務委託代行者」という）が業務委託に関連して、当社または他の第三者の損害を与えた場合は、加盟店は業務委託代行者と連帯して当社または他の第三者の損害を賠償するものとします。
4. 加盟店は、業務委託を行う者は、事前に当社に申し出、当社の承諾を得るものとします。
- 当社は、本規約に基づいて行う業務の全部または一部を、加盟店の承諾を得ることなく第三者に委託することができるものとします。

第7条（信用販売）

- 加盟店は、使用者がチケットを提示してサービスの提供等を求めた場合、本規約に従い、使用者に対して信用販売を行うものとします。
- 当社が発行するチケットは、チケット番号及び有効期限等当社所定の記載事項を満たした当社より通知したものを有効として取り扱うものとします。
- 第8条（信用販売の取扱い）
1. 加盟店は、使用者が加盟店のタクシーを利用し、チケットを提示して信用販売を要求した場合、チケットの真偽、有効期限及び無効チケットの通知の有無を照会して、チケットが有効であることを確認し、使用者が会員用、利用日、利用金額、乗車区間等所定の事項を記入したチケットに加盟店のタクシーの車番番号、運転者名等所定の事項を記入し、使用者より依頼した当社に提出するものとします。

2. 利用金額は、次の各号の金額のみとし、チップ及び過去に売掛金の精算等を含めることはできないものとします。

①タクシー設置されている会員メーカーの取寄せ

②使用者の依頼または承諾を得て利用した有料道路の料金

③使用者の依頼または承諾を得て利用した有料駐車場の料金

- 加盟店は、チケットの金額訂正、日付の不実記載等はできないものとします。
- 加盟店は、チケット利用に際し、チケット記載の有効期限を確認し、有効期限を経過したものであるときは取扱いをせしめず、使用者より回収するものとするものとします。
- 加盟店は、当社が、使用者のチケット使用状況等について調査を依頼した場合、これに対し協力するものとします。
- 加盟店は、チケット記載の利用金額を誤らぬよう十分に注意し、後日使用者より異議の申出があったときは加盟店の責任において解除し当社に迷惑をかけないものとします。

第9条（信用販売限度額の取扱い）

1. 加盟店が使用者1人当たり1回の乗車につき信用販売できる金額は、下記の金額等の範囲内とします。また、利用限度額の異なるチケットを併用して信用販売を行うことはできないものとします。

① チケット1枚の利用限度額が1万円未満の場合、チケット4枚までで合計金額は、3万円以下とします。

② チケット1枚の利用限度額が10万円未満の場合、チケット1枚までで合計金額は、10万円未満とします。

2. 前項に反し、加盟店が、信用販売限度額を超えて信用販売を行った場合には、加盟店は、当該信用販売の代金全額について一切の責任を負うものとするものとします。

第10条（信用販売の円滑な実施）

加盟店は、有効なチケットを提示した使用者に対し、その取扱いを拒絶したり、直接現金での支払いを要求したり、他社の発行するチケットの利用を要求したり、現金販売と異なる使用を妨げる何らの制限を行うことができないものとします。

第11条（無効チケットの取扱い）

- 加盟店は、当社から、紛失・盗難等の理由により無効とする旨の通知を受けたチケット及び明らかに偽造、変造、模造もしくは破損と判断できるチケットで、信用販売を行わないものとし、当該チケットを回収、保管のうえ、速にその事実を当社に連絡するものとします。
- 加盟店は、前項に違反して信用販売を行った場合、当該代金全額について責任を負うものとします。
- 第1項のチケットに起因する売上等が発生した場合、加盟店は、必要に応じて、加盟店の所在する所轄警察署へ当該売上に対する被害届を提出するものとします。

第12条（法令遵守）

本規約に基づく信用販売に関し、使用者に対して提示する広告その他の書面並びに信用販売方法について、加盟店は、割賦販売法、特定商取引法、景品表示法、消費者契約法その他の法令等を遵守するものとします。

第13条（立替金の請求）

- 加盟店は、第8条に基づき使用者への信用販売したチケットを集計し、その当分の集計票を添付して、信用販売を行った日から原則として2ヶ月以内に当該集計票等により提出するものとします。
- 加盟店は、信用販売を行った日から2ヶ月を経過したチケットについて、その代金を請求できないものとします。
- 第1項の立替金の請求は、当該チケット及び集計票が当社に到着した時にその効力を生ずるものとします。
- 加盟店は、売上債権を第三者に譲渡できないものとします。

第14条（立替金の支払方法）

1. 前条の請求に基づき当社の加盟店に対する立替金の支払いは、当社が別途定める締切日毎、それに対応する支払日に売上債権の総額より第16条記載の加盟店手数料を差し引いた金額を加盟店の指定金融機関口座へ振り込むことにより支払うものとします。なお、月末以外の支払日が金融機関休業日の場合は営業日、月末の支払日が金融機関休業日の場合は前営業日とするものとします。

- 加盟店は、当社に送付したチケットが、本規約に違反している場合には、当社は、当該代金の支払いを拒絶することができるものとします。
- 加盟店から提出されたチケットの正当性に疑義がある場合、加盟店は、正当性を証明できる資料を提出する等当社の調査に協力するものとします。また、その調査が完了するまで、当社は、加盟店に対する当該代金の支払いを留保できるものとします。

第15条（相称）

加盟店が当社に対し債務がある場合には、当社は加盟店に支払うべき立替金をもってこれを相殺することができるものとします。

第16条（手数料等）

加盟店は、チケットによる信用販売額に対して、当社所定の料率により計算した加盟店手数料を当社に対して支払うものとします。（円未満切捨て）

第17条（使用者との紛属）

1. 使用者のチケット利用により加盟店が提供したサービスに関して、何らかのトラブルが生じた場合、加盟店は、その負担と責任において、かかるトラブルを速やかに処理するものとします。

2. 前項の利用者とのトラブルに関して、使用者が当社に対する支払いを拒否しまたは滞らせた場合、加盟店は、直ちに当該抗弁事由の解消に努めるものとします。

3. 加盟店と会員との間で第1項に定めるトラブルが発生した場合、当社は、加盟店に対し当該トラブルに関して調査を行うことができるものとします。なお、加盟店は、当社が行う調査に対し協力するものとします。

- 前項に基づき調査により、当社が加盟店に対しトラブルの再発防止のために必要な措置を講ずることを求めた場合、加盟店は、再発防止のために必要な措置を講ずるものとします。
- 第2項に該当する場合、加盟店に対する立替金支払いは、以下のとおりとします。
（1）当該金額が立替払い前の場合には、当社は、当該金額の支払いを保証または拒絶できるものとします。
（2）当該金額が立替払い済みの場合には、加盟店は、当社の請求に応じ、遅滞なく立替金を返還するものとします。また、当社は、当該代金を当該加盟店に対する立替金から差し控えるものとします。
（3）当該抗弁事由が解消した場合には、当社は、加盟店に当該立替金を支払うものとします。

第18条（健全な販売の維持に関する責任）
1. 加盟店は、以下の事由に該当する場合には、当社は、加盟店からの第13条に基づく請求に対する立替金の支払いを拒絶することができるが、当社がその立替金を支払い済みの場合には、加盟店は、当社に対して、直ちに返還するものとします。

(1) チケットが正当な目的でない時

(2) チケットの記載内容が不実不備である時

(3) 第7条、第8条、第9条、第10条に反して信用販売をした時

(4) 第11条に反して無効チケットの利用者に信用販売をした時

(5) 第14条第3項のまたは第17条第3項の調査に加盟店が協力しない時

(6) 第17条の利用者との紛属が解決しないとき当社が判断した時

(7) その他加盟店が本規約に反して信用販売を行ったことが判明した時

2. 前項に該当した場合、当社は、加盟店に通知します。また、立替金が支払い済みであるにもかかわらず、加盟店が、立替金を返還しない場合には、当社は、